

市立夜間中学の設置に関する有識者等会議

第3回会議

令和5年6月7日（水）

13時30分～

名古屋市教育館 第4・5研修室

1 第2回会議の確認

※ 名古屋市が設置する市立夜間中学のめざす姿（修正案）

A 学校の方角性

B 学びの方角性

C 多様性への対応

2 めざす姿の実現に向けた学校づくり

D 多様性を尊重した学校づくりのための取り組み

E 安心して学べる学校教育の環境整備のための取り組み

F 設置・運営上の取り組み

G その他の取り組み

3 その他

○ 諸連絡

市立夜間中学の設置に関する有識者等会議

委 員

氏 名	所 属 等
岡田 敏之	基礎教育保障学会 会長 元 京都市立洛友中学校 校長
椎名 渉子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科 准教授
森 純子	愛知県教育・スポーツ振興財団嘱託員 元 夜間学級教科担当
西川 陽祐	名古屋市立小中学校PTA協議会 副会長
藤本 一人	名古屋市立前津中学校 校長
森 義裕	名古屋市立植田北小学校 教諭
大川 栄治	名古屋市教育委員会事務局 新しい学校づくり推進部長

事務局

氏 名	所 属 等
平松 伯文	新しい学校づくり推進室 室長
大杉 周三	新しい学校づくり推進室 主任指導主事
佐村 明生	新しい学校づくり推進室 指導主事
塚本 寛幸	新しい学校づくり推進室 主査
山本 会紗	新しい学校づくり推進室 主事

名古屋市立夜間中学の設置について

第3回 市立夜間中学設置に関する有識者等会議

【配付資料】

名古屋市教育委員会事務局
新しい学校づくり推進室

I 名古屋市が設置する市立夜間中学のめざす姿（案）

A 学校の方向性（案）

1 設置場所

〔現状・考え〕

市内全域からのアクセスが便利であることに加え、既存の学校施設を有効に活用することが適切である。

〔事務局案〕

アクセス面及び施設面から、**名古屋市立笹島小中学校内に設置し、校舎の一部を活用して開校する。**適切な市立学校を選定し活用する。

2 設置形態

〔現状・考え〕

他の政令市は、単独校3市、分校3市、併設校8市となっている。

（令和5年4月現在）

○ 単独校の特徴

義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律）に基づき、通常の小中学校と同様の算定が行われるため、昼間とは別に夜間の学校長を置くことができる。

○ 併設校・分校の特徴

昼間の学級数に加え、夜間の学級数を基礎として算定が行われるため、学校長は昼間と夜間あわせて1名配置とされることが多い。

〔事務局案〕

「単独校」として設置し、夜間専任の学校長による学校運営体制をとる。

3 入学対象

〔現状・考え〕

全国の夜間中学において、様々な理由から義務教育を修了できなかった方、本国で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の方など、多様な背景をもった人たちが学んでいる。

不登校特例校の申請を行い、学齢期の生徒の入学を認める自治体もあるが、全国的には少ない。

[事務局案]

夜間中学の開校時は、学齢期（満15歳に達した日以降の最初の3月31日まで）を過ぎた方で、以下のいずれかの要件を満たす方を入学対象とする（国籍は問わない）。

- 様々な事情により義務教育を修了していない方
- 不登校などの事情により義務教育が十分に受けられなかった方

なお、原則、名古屋市内に在住の方とするが、他市町村からの受け入れについては、愛知県教育委員会事務局との連携のもと、入学を希望する方の居住地区の市町村と費用負担などについて調整を行う。

→「不登校になっている学齢生徒への支援」は8で検討

4 学校規模

[現状・考え]

全国の夜間中学における在籍者数の平均は、3学年で39.0名となっている。（令和4年5月1日時点）

また、愛知県教育・スポーツ振興財団が運営する中学夜間学級の直近3か年の入学者数の平均は、15.7人となっている。

[事務局案]

全国や愛知県の実績から、1学年1学級を想定する。

5 修業年限

[現状・考え]

3年間で中学校の教育課程を修了することが困難となることも想定され、全国の夜間中学においては、3年以上の修業年限を設定している事例も見られる。

[事務局案]

通常の中学校と同様に3年間で中学校の教育課程を修了することとするが、個々の状況に応じて、最長6年まで在籍を可能とする。ただし、校長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

6 入学時期

[現状・考え]

全国に開設されている夜間中学では、入学時期を4月のみとする学校と、4月及び9月など複数月に設けている学校がある。

[事務局案]

4月の入学を基本とする。ただし、年度途中の入学希望者に対しても、個々の状況に応じて入学を認めることとする。

7 編入学対応

[現状・考え]

中学校の教育課程を修了するために必要な学びの期間は、入学時の習熟度や学習習得状況を踏まえて設定する必要がある。

[事務局案]

適切な学びの期間を設定するため、中途学年の2年、3年からの編入学も可能とする。なお、夜間中学の開校時においても、入学希望者の学習習得状況を確認し、すべての学年への入学を可能とする。

8 不登校になっている学齢生徒への支援

[現状・考え]

不登校生徒の一人一人の状況に応じて、多様な教育機会を確保する必要がある。文部科学省の夜間中学設置応援資料『『夜中を全国に！』』では、現在不登校となっている学齢生徒も、本人の希望を尊重した上で在籍校に籍を残したまま、教育支援センター、フリースクールなどと同様に夜間中学で支援を行うことが可能であるとしている。

また、他都市の不登校特例校として認可された夜間中学では、入学希望者が事前に授業見学などをしてから入学を決めるといった取り組みも行われている。

本市のアンケート調査結果においても、中学校に通えていない学齢生徒から「夜間中学で中学校の勉強をしたい」と回答があった。

夜間中学は不登校になっている学齢生徒が義務教育の教育課程を学ぶ場としての役割も想定されている。

[事務局案]

学級定員の範囲内において、名古屋市内に在住する中学生について、授業見学や本人及び保護者の面談を踏まえ、本人の希望を尊重した上で、夜間中学で学ぶことを可能とする。

なお、在籍校に籍を残したままとし、在籍校で指導要録上の出席扱いにすることも可能とする**ため、名古屋市立中学校に対して、受入の趣旨について十分説明を行う。**

また、学齢生徒の受入については、当該生徒の受入体制を整えたうえで実施する。

B 学びの方向性（案）

1 教育機会確保法に示された基本理念＜第3条第4号＞

- ① 本人の意思を尊重した教育
- ② その人の能力に応じた教育
- ③ 豊かな人生を送ることができるような教育 等

2 自分らしく、幸せに生きていくための学び

【学校の目指す姿（案）】

**多様性を尊重しながら、一人一人を大切にし、
誰もが安心して学ぶことができる生徒が主役の学校**

第1回有識者等会議でいただいた主なご意見

- 互いの違いを認め合える雰囲気づくり
- 外国にルーツがある生徒が安心して学べる環境づくり
- 言語の壁に対する支援（NPO法人や地域日本語教室の活用）
- 一人一人を大切にしていける学び
- 一斉授業だけでなく個別最適な学びの展開（イエナプラン教育も参考）
- 学校行事や学級活動など、生徒が主体となる学校づくり
- 不登校生徒への対応
- オンラインを活用した日本語指導
- AIドリルを活用した授業
- 福祉と連携した教育の支援
- 名古屋市の学びを発信していく
- ナゴヤ・スクール・イノベーションにおける実践の取り入れ
- 目指すべき方向性として「ナゴヤ学びのコンパス」を踏まえる
- 学校現場に対する人員確保などの環境整備
- 交通の便がよい場所への設置 等

C 多様性への対応（案）

入学ニーズをもつ「高齢者」、「若者等の世代」、「外国にルーツをもつ方」の方々の誰もが安心して学べるように、次の①から⑦の視点を取り入れる。



① 日本語や日本語文化への不安に配慮

日本語指導の教材や映像等を活用した学習を積極的に取り入れ、生徒の理解度に応じた授業を展開する。また、日本の学校生活に関する相談などについて、母語学習協力員などの支援を受けるなど、適宜通訳等を利用できる支援体制づくりに取り組む。

② 生徒が継続して学校生活を送ることのできる環境に配慮

バリアフリーを意識した施設・設備となるよう進める。

学校行事や教材を工夫するなど、生徒が負担する費用の低廉化に配慮する。

③ 教育相談体制の充実

子ども応援室と連携を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家の支援を受けながら、きめ細かな教育相談に対応する体制づくりに取り組む。

④ 少人数支援体制の充実

学習する教科や内容によっては、一つのクラスで個別指導や少人数での指導を導入するなど、教科担当の教員だけでなく、複数の教員等で指導する体制づくりに取り組む。

⑤ 学習支援体制の充実

学習支援講師を配置するなど、個に応じたきめ細かな学習支援体制づくりに取り組む。

⑥ I C Tの活用

教室のI C T環境の整備を行うとともに、全生徒に一人1台タブレット端末を配付し、I C Tを活用した多様な学びの実現をめざす。

⑦ キャリア教育の充実

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができる支援体制づくりに取り組む。

Ⅱ めざす姿の実現に向けた学校づくり（案）

Ⅲ 多様性を尊重した学校づくりのための取り組み（案）

《C-①》 日本語や日本語文化への不安に配慮

日本語指導の教材や映像等を活用した学習を積極的に取り入れ、生徒の理解度に応じた授業を展開する。また、日本の学校生活に関する相談などについて、母語学習協力員などの支援を受けるなど、適宜通訳等を利用できる支援体制づくりに取り組む。

【日本語指導の実施】

- ・日本語に不安のある生徒が日本語での教科指導や学校生活に適応できるよう、日本語指導講師や母語学習協力員などを配置する。
- ・国際センターや地域日本語教室、日本語学校、NPO法人などと連携を図り、できるだけ多くの人材を確保し、複数体制で日本語指導を行う。
- ・必要に応じて始業前の時間などを利用し、日本語指導を行うような支援体制づくりを検討する。

《C-④》 少人数支援体制の充実

学習する教科や内容によっては、一つのクラスで個別指導や少人数での指導を導入するなど、教科担当の教員だけでなく、複数の教員等で指導する体制づくりに取り組む。

【学び直しの実現】

- ・一人一人の習熟の度合いや理解の進度を考慮し、必要に応じて下位の学年の学習内容の学び直しにも対応する。

《C-⑤》 学習支援体制の充実

学習支援講師を配置するなど、個に応じたきめ細かな学習支援体制づくりに取り組む。

【学習支援体制】

- ・日本語指導講師や発達障害対応支援講師などの学習支援講師を配置するなど、個に応じたきめ細かな学習支援体制づくりを行う。
- ・母語学習協力員や発達障害対応支援員などを配置するなど、個に応じた支援体制づくりを行う。

《C-⑦》 キャリア教育の充実

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができる支援体制づくりに取り組む。

【社会性の育成】

・学校行事を大切にするとともに、卒業後すぐに社会参画できることなどを意識した学習やソーシャル・スキル・トレーニングの手法を用いた学習など体験的な学習を取り入れ、社会性を育成する。

【実生活で生きる「確かな学力」の育成】

・ICTをはじめとした様々な学習教材を活用し、学ぶ意欲とともに基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付け、実社会で生きる「確かな学力」を育成する。

※ 確かな学力… 知識や技能に加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など

【自分らしい生き方への支援】

・キャリアナビゲーターを配置し、卒業後の進路はもとより、学ぶことと自分自身の将来とのつながりを意識し、自らの将来を設計できる能力を身に付けるなど、自分らしい生き方を実現できるよう支援する。

【学ぶ喜びと自信につながる支援】

・生徒の可能性を信じ、学習評価については学習による伸びを積極的に認めるとともに、授業や学校行事においては言語活動や芸術活動等の自己表現の機会を大切にし、生徒自身が自己の成長を実感することで、学ぶ喜びと自信につながるよう支援する。

E 安心して学べる学校教育の環境整備のための取り組み（案）

《C-②》 生徒が継続して学校生活を送ることのできる環境に配慮

身体的事情で学校生活を断念することがないように、通常使用する教室を1階に設置するなど、バリアフリーを意識した施設・設備となるよう進める。

経済的事情で学校生活を断念することがないように、学校行事や教材を工夫するなど、生徒が負担する費用の低廉化を配慮する。

【公的支援】

- ・経済的事情により、就学が困難である生徒に対しては、就学援助に類する経済的支援の実施について検討する。

【学校給食】

- ・昼間の中学校スクールランチ方式を参考にしながら、給食を希望する生徒については、給食の提供ができるよう検討する。なお、費用負担については、今後検討する。

【健康面での支援】

- ・養護教諭を配置し、体調面における相談や体調不良等が発生した場合に速やかに対応ができるようにする。

《C-③》 教育相談体制の充実

子ども応援委員会と連携し、スクールカウンセラーを配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備し、専門家の支援を受けながら、きめ細かな教育相談に対応する体制づくりに取り組む。

【社会福祉体制】

- ・スクールソーシャルワーカーや社会福祉にかかる関係機関と連携し、社会的支援が必要な生徒に対応する体制づくりを行う。

《C-⑥》 ICTの活用

教室のICT環境の整備を行うとともに、全生徒に一人1台タブレット端末を配付し、ICTを活用し、多様な学びの実現をめざす。

【ICT環境】

- ・ICT支援員を配置することで、タブレットを利用した授業を円滑に進められる環境を提供する。
- ・授業を行う教室以外の場所で履修することが可能となるよう、オンライン授業が配信できる環境の整備を行う。

F 設置・運営上の取り組み（案）

1 教職員の配置及び勤務体制等

- (1) 校長、教頭、教諭、養護教諭、学校事務職員を配置するとともに、業務士、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、学校医等について検討する。
- (2) 教職員定数や勤務時間などについては、市立高等学校の定時制や夜間中学を設置している他の自治体を参考にして、関係各課との調整を行う。

2 教職員の研修体制等

- (1) 市立夜間中学に勤務する教員への研修体制を充実させるとともに、他の市立学校教員への夜間中学での研修機会の提供や人事交流を進めるなどにより、夜間中学の理念の普及や教員の資質の向上に努める。
- (2) 市立夜間中学に勤務する教員に対して、夜間中学特有の支援や課題などについて研修し、教育内容の充実を図るとともに、他都市の夜間中学への視察を実施する。

3 愛知県教育委員会との連携

夜間中学の状況や生徒募集などの情報を共有するとともに、生徒を受け入れる就学の仕組み及び教育活動の円滑な推進に向けた諸課題を協議する。

4 愛知県内の他市町村からの受け入れ

名古屋市外在住の方が名古屋市の夜間中学に入学を希望した際は、就学及び費用負担に関する協定書を各市町村と締結した上で入学を認めることとする。なお、他市町村からの受け入れに関する協定内容や協定書の締結までの仕組みづくり等については、今後、他市町村や愛知県とも十分に協議した上で決めていく。

○他市町村からの受入について

文部科学省の夜間中学設置応援資料『「夜中を全国に！」』では、「教育機会確保法第14条の趣旨を踏まえると、就学機会の提供を望む学齢経過者に対して夜間中学未設置の市町村は、通学可能な夜間中学を設置する他の市町村に当該学齢経過者の受入れを要請するとともに、当該夜間中学の設置・運営に係る経費を一部負担することが考えられる。」とある。

G その他の取り組み（案）

1 関係機関・支援団体との連携

(1) 自主夜間中学等との連携

県内の自主夜間中学や子ども・若者総合相談センター、国際センター、地域日本語教室などと連携し、協力の輪を広げていく。

(2) 他都市の夜間中学との連携

愛知県をはじめ他都市の夜間中学について、現状や課題等の調査研究を行うとともに、相互の情報共有及び視察等により連携を図る。

2 継続的な改善への取組

市立夜間中学は、名古屋市として初めて設置する学校であり、主役である生徒のニーズを踏まえ、常に変化し続ける必要がある。そのため、開校後も学識経験者や地域の方及び外国籍の方に対する支援をしている方など、より広範な関係者の意見を聞きながら継続的に学校の運営状況を把握し、適宜改善に向けた取り組みを進めていく。

3 教職員・市民への広報

関係機関と連携しながら適切な時期に説明会を開催したり、外国語版パンフレットを作成したりするなど、対象となる方やその周りの方々に届く情報提供を進めるとともに、夜間中学を広く理解していただくことを目的に市民への広報についても展開していく。